

平成23年 教育委員会第14回定例会 会議録

日時 平成23年8月23日(火) 午後3時00分～午後4時31分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第34号』平成24年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択
- (2) 『議案第35号』平成24年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (3) 『議案第36号』平成24年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第37号』千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
- (2) 『議案第38号』千代田区立図書館条例施行規則の一部改正

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会(9/13)

【学務課】

- (1) 学校・園の放射能測定結果

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会 懇談会の概要(7/12 富士見みらい館)

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員 (9名)

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾

子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

欠席職員 (1名)

参事(子ども健康担当)	清古 愛弓
-------------	-------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請がございまして、傍聴を許可していることをご報告いたします。

それでは、ただいまから平成23年教育委員会第14回定例会を開会いたします。

本日は、清古参事は欠席でございます。

また、今回の署名委員は、近藤委員にお願いをいたします。

日程第1 議案

指導課

(1) 『議案第34号』平成24年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択

(2) 『議案第35号』平成24年度使用 特別支援学級教科用図書採択

(3) 『議案第36号』平成24年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

図書・文化資源担当課

(1) 『議案第37号』千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定

(2) 『議案第38号』千代田区立図書館条例施行規則の一部改正

市川委員長

それでは、日程第1の議案に入ります。

初めに、議案第34号、平成24年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択を行います。

この件につきましては、7月26日の教育委員会定例会におきまして、教科

用図書選定委員会から答申を受けまして、あわせて調査研究資料が提出されました。

その後、教育委員は、調査研究資料及び見本本等により、各自調査研究を進め、その後、各自のご意見を伺い、また議論をいたした次第であります。そして、これらの経過を踏まえまして、教育委員会としては採択の候補となるものを事務的に整理いたしまして、それを、本日、採択の候補となる教科書ということで選び出しております。

それでは、早速でございますけれども、これから、種目ごとに、採択の候補になった教科書につきまして、委員の皆さんに申し上げて、採択の可否を決定したいと思います。

念のために申し上げますが、ここで採択の選定に当たりまして基準とした観点につきまして、改めて確認のために申し上げたいと思います。

採択の候補選定に当たりましては、「千代田区立小学校・中学校・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目」に示されているところでございますけれども、調査研究の観点を基本といたしましたので、その概要を申し上げますと、学習指導要領を基準に、「内容の選択」「構成・分量」「表記・表現」「使用の便宜」「発展・補充教材の扱い」ということを挙げております。さらに、本区の生徒の実態、並びに、地域性等へも配慮をすることにいたしております。

それでは、早速でございますけれども、種目の「国語」について、報告をいたします。

「東京書籍」の教科書が候補として挙げられております。

その主な理由でございますけれども、第1に、「内容の選択」について、読みごたえのある教材が多く取り入れられているとともに、言語活動を指導するための教材が充実している。

2点目としましては、「構成・分量」について、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」そして「読むこと」、「言語事項」という国語科の4領域がバランスよく配置されている。これが2点目でございます。

3点目は、「発展・補充教材の扱い」につきまして、古典に関する教材も適量で、伝統的な言語文化の習得を図るという新学習指導要領の趣旨に沿っているとともに、小学校から中学校へ、中学校からさらに高等学校への橋渡しとなる教材となるように工夫されているというのが、候補として取り上げた理由でございます。

なお、本「国語科」の教科書につきましては、基本的な内容が精選されていることや読書活動を支える教材が充実していることから、「光村図書出版」を支持する意見がございました。しかし、最終的に「東京書籍」の教科書を候補としてご報告申し上げる次第でございます。

それでは、各委員の先生から何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特にございませんか。

それでは、本案につきまして、賛否を問います。

賛成の委員の先生方には挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、種目「国語」につきましては、「東京書籍」の教科書を採択いたします。

次に、種目「書写」について、報告を申し上げます。

「東京書籍」が候補になっております。

その主たる理由でございますけれども、第1に、「内容の選択」について、字形の整え方や配列という基本的事項、並びに硬筆の資料や習字の知識などを豊富に取り入れ、興味・関心を引き出す工夫がされている。

第2点としまして、「表記・表現」について、基本点画の説明が見やすく、書き方がわかりやすい。

第3としまして、「使用上の便宜」について、毛筆・硬筆ともに生徒の実態に即した日常生活に関する教材が多く含まれており、社会生活や学習生活に役立つような工夫がされている。

このような理由から、「東京書籍」を採択したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、本案につきましても、異議なしということでございましたが、念のために賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、種目「書写」につきましては、「東京書籍」を採択したいと思っております。

次に、種目「社会(地理的分野)」について、報告をいたします。

「帝国書院」の教科書が候補になっております。

その主な理由を申し上げます。

第1に、「内容の選択」につきまして、基礎的・基本的な内容から発展的な内容に学習を進めやすいよう、内容が吟味されていること。

第2に、「構成・分量」につきまして、各地域の産業や生活の様子が背景や因果関係を含め、丁寧に記述されている上、写真や統計などの資料を組み合わせまして、理解できるようになっている。

第3に、「使用上の便宜」について、資料活用の技能の習得や单元ごとの学習のまとめが充実している。

そのような理由から、「帝国書院」の教科書を採択したいと思っておりますが、委員のご意見を求めます。いかがですか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、全員賛成ということではございますが、念のために、種目「社会(地理的分野)」につきまして、「帝国書院」の教科書を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、ただいま申し上げたとおり、採択をいたします。

次に、種目「社会(歴史的分野)」について、報告をいたしたいと思いません。

「東京書籍」が候補として挙がっております。

その主たる理由について申し上げます。

第1に、「内容の選択」について、古代から現代までのそれぞれの時代について、中学生が学習すべき事象がよく整理されている。

第2に、「構成・分量」について、時代区分ごとに、単元の始めの部分でその時代を把握しやすいように工夫されているとともに、ヨーロッパ史が無理なく組み込まれている。

第3に、「使用上の便宜」について、紙面が大きく資料が見やすい。それとともに、資料が本文の横に載せてございまして、検索しやすいということが主な理由でございます。

なお、本種目につきましては、いろいろな時代の資料が、背景がわかるようにつくられていることから、「帝国書院」を支持する意見もございましたが、ただいま申し上げたことで、「東京書籍」の本を候補として取り上げたということを、念のために申し上げておきます。

以上の理由によりまして、「東京書籍」を採択したいと思いますが、委員の先生方のご意見はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、念のために、賛成の委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、「社会(歴史的分野)」については、「東京書籍」の教科書を採択することにいたします。

次に、種目「社会(公民的分野)」について、報告を申し上げます。

「帝国書院」が候補として取り上げられました。

その主たる理由でございますが、第1に、「内容の選択」について、「現代社会の特徴」「人権・日本国憲法」「政治」「経済」「国際関係」といった中学生が学習すべき内容がよく整理されていること。

第2に、「構成・分量」につきましては、公民的分野全体の導入部分におきまして、現代社会の家族や地域など身近なものが取り上げられ、学習が始めやすくなっていること。

第3に、「使用上の便宜」について、カラーの図の資料が豊富であることから理解しやすいと思われるとともに、課題解決の作業学習におきましてその道筋が具体的に示され、小論文学習に使用しやすいということが挙げられます。

以上の理由によりまして、「帝国書院」の教科書を採択したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、念のために委員の挙手をお願いいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございます。
次に、種目「地図」について、報告を申し上げます。
「帝国書院」が取り上げられております。
その理由でございますが、第1に、「内容の選択」について、各州の位置関係の把握がしやすく、資料図も豊富で、地形が理解しやすい。
第2に、「表記・表現」について、テーマごとの地図が同じ縮尺で並べて掲載されているので比較しやすい。また色使いや字体が工夫されており、視覚的にとらえやすい。
第3に、「使用上の便宜」については、紙面が大きく、地形図が見やすい上に、資料が地図の横に配置され、検索しやすいということでございます。
以上のことから、「帝国書院」を採択したいと思っておりますが、ご意見いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本案につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、種目「地図」につきましては、「帝国書院」の教科書を採択いたします。
次に、種目「数学」についてご報告いたします。
「数研出版」がつくった教科書が候補になっております。
その主たる理由でございますが、第1に、「内容の選択」につきまして、標準的で学習しやすい配列の工夫がなされ、内容や解説もわかりやすくなっていること。
第2に、「構成・分量」について、学習内容の定着や既習事項の整理がしやすいように工夫されており、章末問題の量も十分で発展的な学習への対応も図られていること。
第3に、「表記・表現」について、シンプルに重要な点をまとめており、学習内容の一層の定着が図れるとともに、内容がページごとに割り振られるなど編集上の工夫がされているということでございます。
なお、「数学」につきましては、発展的な内容の押さえ方を踏まえ、本区の生徒への適性という点から、「新興出版社 啓林館」のつくった教科書を支持する意見がございました。そのため、念のために申し添えさせていただきます。
以上の理由から、「数研出版」を採択したいと思っておりますが、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本案につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、種目「数学」につきましては、「数研出版」を採択いたします。

次に、種目「理科」について報告をいたします。

「東京書籍」が候補になっております。

その主たる理由でございますが、第1に、「内容の選択」につきまして、適切であり、実験についてもバランスよく配置され、新学習指導要領において扱っている実験がわかりやすい内容になっていること。

第2に、「構成・分量」につきまして、文章量が充実していること。並びに、写真等のバランスがよく、家庭学習・個人学習にも対応できる内容になっている。

第3に、「使用上の便宜」につきまして、学習しやすい配列となっており、先を見通して学習ができるようになっておる。発展・補充教材も充実している。

なお、「理科」につきましては、「新興出版社 啓林館」のように別冊を活用することにより理科の授業改革を図ることも大切ではないかという意見もありましたが、そのことを念のために申し添えさせていただきます。

それでは、何かご意見があれば、どうぞ。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特によろしいですか。

それでは、本案につきまして、賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、種目「理科」につきましては、「東京書籍」の教科書を採択いたします。

次に、種目「音楽(一般)」につきまして、報告をいたします。

「教育芸術社」が候補になっております。

その主な理由でございますが、次のとおりです。

第1に、「内容の選択」につきまして、合唱の表現力を高める楽曲が多く選択されているとともに、我が国の歌唱教材をわかりやすく説明するとともにそれを取り上げているということでございます。

第2に、「使用上の便宜」につきまして、音楽史のページは図や写真等が鮮明で大きく、日本と西洋の音楽を比較しやすいなど、生徒にとってわかりやすく、教師にとっても指導しやすいものになっていること。

第3に、「発展・補充教材の扱い」につきまして、楽典の指導において、ゲーム形式の指導方式を取り入れてありまして、生徒が苦手意識を感じることなく学習を進めることができるように工夫されているということでございます。

このような理由から、「教育芸術社」を採択したいと思っておりますが、委員の皆様、ご意見がありましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、本案につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、「音楽(一般)」につきまして、「教育芸術社」の教科書を採択いたします。

次に、種目「音楽(器楽合奏)」について、報告をいたします。

「教育芸術社」が候補になっております。

その主たる理由でございますけれども、第1に、「構成・分量」について、アルトリコーダーの学習を巻頭に配置するとともに、アンサンブルの指導教材を多く取り上げており、生徒及び教師にとって活用しやすいものとなっていること。

第2に、「表記・表現」につきまして、生徒の視線から撮影した写真などを採用しており、生徒にとってわかりやすい工夫がされていること。

第3に、「発展・補充教材の扱い」につきましては、演奏を段階的に高めていく学習形態、創作の指導、様々な名曲に関する解説を取り上げますとともに、発展的な学習にも対応していること。

このような理由から、「教育芸術社」の教科書を採択したいと思いますが、委員の皆様のご意見があれば、お願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、委員の皆様のご挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、種目「音楽(器楽合奏)」につきましては、「教育芸術社」の教科書を採択いたします。

次に、種目「美術」について、報告を申し上げます。

「光村図書出版」が作り出した教科書が候補になっております。

その主たる理由でございますが、第1に、「内容の選択」について、取り上げた作品により紙面の構成を工夫するなどして、生徒の創作意欲をわかせるものになっていること。

第2に、「使用上の便宜」につきましては、言語活動との連携を図ったり、イメージを膨らませるような材料の扱い方をしたりするなど、生徒の発想・構想を広げる工夫をしていること。

第3に、「発展・補充教材の扱い」につきましては、作品の制作過程や技法に関する説明を各学年の発達段階に応じて記載しており、生徒の理解を助けているということ。

以上のような理由から、「光村図書出版」が作り出した教科書を採択したいと思いますが、委員の皆様のご意見を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、本案につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、種目「美術」につきましては、「光村図書出版」を採択いたします。

次に、種目「保健体育」について、報告をいたします。

「学研教育みらい」が作りました教科書が候補になっております。

その主たる理由でございます。

第1に、「内容の選択」につきまして、大変わかりやすくまとめられており、問題解決型の学習を展開できるような学び方が明記されております。

第2に、「構成・分量」につきましては、章ごとの内容構成に大変工夫がありまして、文字、資料の分量も適切であること。口絵の写真は、各章の課題に応じた興味・関心を高めるものであること。

第3に、「発展・補充教材の扱い」につきまして、習得・活用からさらに探求の流れが具体的に展開できるような工夫がされていること。

以上のような理由から、「学研教育みらい」の教科書を採択したいと思いますが、委員の先生方のご意見を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本案につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、種目「保健体育」につきましては、「学研教育みらい」の教科書を採択いたします。

次に、「技術・家庭(技術分野)」についてでございます。

「開隆堂出版」の教科書が候補になっております。

その主な理由でございますが、第1に、「内容の選択」について、情報セキュリティ、情報モラル及び知的財産に関する内容を丁寧かつ豊富に取り扱っていること。

第2に、「構成・分量」につきまして、写真資料を豊富に使用し、生徒にとって見やすくわかりやすい紙面構成を工夫していること。

第3に、「使用上の便宜」につきまして、全体を通じ説明を丁寧に記載しており、生徒にとってわかりやすいものとなっている。

以上の理由によりまして、「開隆堂出版」の教科書を採択したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、委員の先生方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、種目「技術・家庭(技術分野)」につきましては、「開隆堂出版」の教科書を採択いたします。

次に、種目「技術・家庭(家庭分野)」について報告を申し上げます。

「開隆堂出版」が候補になっていますが、その主たる理由につきましては、次のとおりでございます。

第1に、「内容の選択」につきまして、中学生が理解しやすいように工夫されており、資料がわかりやすいということでございます。

第2に、「表記・表現」につきましては、生活に密着した写真などを多く掲載することにより、学ぶ内容をイメージしやすい工夫がされていること。

第3に、「使用上の便宜」につきまして、巻頭にガイダンス的内容を配置しており、有効に活用することができること。

このような理由から、「開隆堂出版」の教科書を採択したいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、賛成の委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、種目「技術・家庭(家庭分野)」につきましては、「開隆堂出版」の教科書を採択いたします。

次に、種目「英語」について、報告をいたします。

「東京書籍」の教科書が候補になっております。

その主な理由でございますが、「内容の選択」について、新学習指導要領において示されている4技能を身につけるためにバランスのよい内容になっていること。

第2に、「構成・分量」につきましては、各単元が二部構成になっていて、単元の最後の表現活動が充実していること。また、文の長さ、問題数や単語の分量が適量であり、生徒・指導者ともに扱いやすいこと。

第3に、「使用上の便宜」について、ページの右上に「ねらいの技能」の記載があり、ねらいがわかりやすいということ。新しく出た単語につきましては「チェックボックス」が付いており、個人学習がしやすいことということでございます。

なお、「英語」につきましては、説明文や物語文などの長文読解を要する力を育成することも大切であり、「教育出版」の教科書については記述体の教材が充実しているという評価がございましたが、これは利点として評価をすべきではないか、逆にそういうものがあるから、ちょっと取っつきにくいんじゃないかというようなことではなくて、それはそれで利点が評価できるのではないかという意見もございましたので、念のために申し添えさせていただきます。

本件につきまして、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本案につきまして、賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございます。種目「英語」につきましては、「東京書籍」の教科書を採択いたします。

大分長い時間かかりましたが、以上をもちまして、平成24年度使用、中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書採択を終わります。

委員の先生方から、何かご感想等ございますか。

古川委員 採択の結果は今のとおりですが、「歴史」と「公民」については、採択に

当たって、実際に各社の教科書を見させていただいて、やはり表現の仕方などの幅が広いことに本当に驚きまして、本日の採択の責任の重さを改めて今感じました。

「数学」についてですが、教育委員の間でもいろいろと意見が交わされましたが、説明がすっきりしているということとか、反対に、解き方を理解するために細かな説明がされていることについても意見がありました。個人的には、数学的な考えを順序立てて学ぶことは大事なことと思いますが、それに加えて、テンポも必要かと思いました。

調査研究資料ですが、調査委員会、選定委員会を経て、まとめられたものをきちんと説明していただいたと思います。

私は子どもの学校で司書のボランティアをしているのですが、子どもたちがいろんなジャンルに食いついていかないというか、物語以外にも読書の幅を広げるといふことに難しさを感じております。

採択される教科書においては、千代田の子どもたちに合っていて、その単元にすっと入り込んで、ぐんぐん読み進められるものであってほしいと思っています。

以上です。

市川委員長

ありがとうございます。

ほかには、感想ございますか。

中川委員

いろいろ調査・研究をした結果として、採択された教科書は千代田区の子どもたちにとって最適であろうと思っております。

それとは別に、教科書全体を見させていただいて感じたことですが、1つ1つの教科書については、もちろん学習指導要領をもとにしてできているんですけど、学びの全体の構成を見渡すところというのはあるんだろうかというのを感じました。といいますのは、例えば国語の教科書に、メディアリテラシーに関することや、社会のニュースの見方などがたくさん出てきているんですけども、むしろこれは公民などでやったほうがいいんじゃないかなという感じがしました。

「良い本は読者にとっては難解である。難しいくらいの本でなくては読者にとって良い本とは言えない。わかる努力をするには、行間の書き込みを自分で想像することが大切である」というような考え方もあります。国語というのは、日本の教育のもとになるものだし、今は難しいけれども、経験を積んでわかるというような良い文章というものももっと取り上げてほしいなというふうに思いました。

それから、メディアリテラシーは、インターネットがどんどん進んでいる中で、公民でもっと取り上げたほうがよいと思いますが、技術・家庭（技術分野）に詳しく出ていました。これは全体を見渡すところがあれば、公民のほうで取り上げてよかったんじゃないかなということを個人的には感じました。

市川委員長

今のご意見に反駁するわけじゃありませんけれど、指導要領で教える内

容というのが、科目も含めて決まっていますのでね。その辺は難しいのかなという、法律的な話ですけども。授業として取り上げる分には可能ではあるんだろうと思いますが。

近藤委員、何かご感想はありますか。

近藤委員

結果としていいでしょうか、今回の採択は、今までとは、教科書会社が随分違ったなと今、一覧表を見ているところなんですけれども。

私どもがこの会議に臨むに当たっては、教育委員としての自分自身の学校教育に対する考え方。選定委員会からの報告書といいましょうか、答申書といいましょうか、もっと違う言い方をすると、教員の評価。さらに、私自身は大変好きなのですが、各教科書会社の取り組み姿勢的なもの、先ほど委員長の発言の中にもありましたけれども、今回、特に大きい教育内容の改革に伴って、教員に授業改革を求めているような教科書、大変意欲的だとは思いますが、評価ということでいくと、もろ刃の剣的な部分というのは確かにあるわけで、そういう議論。さらには継続性というようなことも、ある意味で、採択にかかわる観点なのかなというふうに理解をして会議に臨みました。

今日は、今、委員長がこれまでに出了意見をまとめていただいていますので、すべての教科書が全員賛成ということで決まっています。司会を進めてくださった委員長を初めとして、個々にはさまざまな考え方があると思うんです。あくまでも合議制ということで、研究を重ねた結果であろうというふうに思いますので、満足しております。

市川委員長

ありがとうございました。最後に委員長のことを、褒められたのかどうか、よくわかりませんが、いずれにしても熱心に調査・研究をしていただいた。

私の感想を申し上げますと、そこまで実は研究が深まらなかったのですが、学力というものを一体どういうふうに考えるんだという基本的な問題について、これは我々が考えるのももちろんですけども、国なり文部科学省ということにもなるんでしょうけども、そういう要職にある人たちは何を考えているんだろうかということが、いまいちはっきりしない。

よくOECDの話、これは会議でも申し上げたんですけども、取り上げられて、何位だ、何位だということで、日本はちょっと落ちていくんじゃないかと。これもやらなきゃいかん、あれもやらなきゃいかんというような話というのはよく耳にもすることですけれども。それは上位にいる国々は、それぞれ、私、専門的に勉強したわけじゃありませんけれども、国の歴史があって、どうしてもそういう方向に教育を持っていかなくちゃいかんというような必然性が多分あったんだろうと思います。

ところで、日本はいまだにそういう、今の教科書を眺めてみますと、委員のご発言にもあったんですけども、色々な工夫がされていて、取っつきやすく、しかも基本的なことは押さえた上で、今後どういうふうに学習をしていったらいいのかというようなことが、言ってみれば、懇切丁寧過ぎるぐらい

に書かれているわけでありまして、そういった発展的な考え方というのは教科書に十分盛られているんだらうなという気がします。

古い話で恐縮ですけれども、教科書を教えるのか、教科書で教えるのかという話は古くからある議論ですけれども、両方とも私は大切であるだらうなと。特に理科系の教科書については、教科書を、まず基本をきちんと押さえないことには先へ発展もしようもないし、必ずどこかでつまづいてしまうに違いないというような感想を持ちました。

いずれにしても、手前みそで恐縮でございますけれども、教育委員の先生方には大変暑い中、熱心に教科書を読んでいただき、またご討議をいただいたということに感謝を申し上げて、採択を終わりたいと思います。

ご苦労さまでした。

それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案第35号、平成24年度使用、特別支援学級教科用図書採択について、課長から説明してください。

指 導 課 長

それでは、資料、議案第35号をごらんください。

ただいま、中学校で来年度から使用します教科書を採択いただきました。地区内にある複数の中学校等で使用する教科書を決定いただいたところでございますが、これからお願いするのは、現在、本区では千代田小学校と神田一橋中学校に設置されております特別支援学級で使う教科書についてご判断をいただくものでございます。

特別支援学級で使用する教科書は、基本的には通常学級で使用する教科書と同じものでございますけれども、学校教育法に基づきまして、校長がそれ以外の別の教科書を申請することができるという定めになっております。特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、単年度ごとに子どもたちの発達段階ですとか学習状況に適した教科書を使用できるようにするというところで、1年ごとに採択をお願いしているものでございます。

特別支援学級を設定している学校の校長に対しまして、校内に調査委員会を設置して、その教科書の調査・選定を依頼したところでございます。その調査研究結果につきましては、選定教科書一覧ということで、前回、候補一覧表を示させていただきましたが、本日は議案第35号ということで、内容は同一でございますが、現在在籍する児童が使用するにふさわしい教科用図書ということで申請をさせていただいております。来年度の使用教科書として利用することについてご審議お願いいたします。

なお、現在在籍する児童が、1年ずつ進級した形で教科書を選んでおりますが、現在在籍していない学年に新たに転入生等が発生した場合は、別途、随時採択を予定しておりますので、その節にはまたよろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上でございます。

市 川 委 員 長

本件につきましては、委員の先生方もご存じのように、前回の委員会の協

議でこれもまた事前にいろいろと説明を聞き、質問をしていただきました。本日はここに挙げられました利用図書の採択ということでございますが、何かご意見等あれば、どうぞお願いします。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、ここに挙げられました教科用図書につきまして、採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

市川委員長 全員ご異議なしということでございますので、このように採択をいたしたいと思います。

次は、議案36号の平成24年度使用、九段中等教育学校後期課程用の教科用図書の採択についてです。課長から説明してください。

指導課長 お手元の資料、議案第36号をごらんください。2枚ステイプルでとじておりました、3ページの仕立てになっております。

今、委員長からご紹介いただきました中等教育学校の後期課程で使用する教科書の採択をこれからお願いするものでございます。

中等教育学校の後期課程、いわゆる高等学校で使用する教科書の選定ですけれども、高等学校については、教育課程が生徒の実態に応じて非常に多岐にわたりますので、各学校長の権限と責任で教科書を選定することになっております。この校長によって選定されたものを、その学校を設置する教育委員会が採択をするという、そういう仕組みになっておまして、前回の定例会で九段中等教育学校校長から選定理由書とともに申請されたものが、議案36号としてリストアップされているものでございます。定例教育委員会で、九段中等教育学校の採択方針を決めていただきましたが、これに基づきまして、校長が校内で調査研究委員会を設置しまして、所定の手続を踏んだ後、このリストが作成されているということをご理解いただきたいと思います。

本校の九段中等教育学校の特色ある教育課程に、また生徒の実態に応じた教科書が選定されておりますので、この議案36号についてお認めいただくよう、ご審議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

市川委員長 説明は以上のとおりですが、何かご質問等がございますれば、どうぞ発言のほう、お願いします。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 これも前にごらんいただいているはずでございますので。

それでは、本件のとおり採択することについて、賛成の委員には挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり採択をいたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に移りますが、議案第37号、千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定。いろんな名前の規則が出てお

りますが、説明をお願いします。

議案第37号に千代田区図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定と、あわせまして、議案第38号の千代田区図書館条例施行規則の一部改正につきまして、関連するものでありますので、あわせて説明させていただきます。

まず、規則の制定及び改正の理由でございます。千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定でございます。

昨年の6月、図書館条例を改正いたしまして、日比谷図書文化館に係る規定の追加を実施いたしました。具体的な中身についてですが、都立日比谷図書館を東京都から移管を受けまして、正式に区立日比谷図書文化館と名称を定め、区立図書館の1つに位置づけました。あわせて、日比谷図書文化館の付帯設備につきまして、大ホール、小ホール、会議室、特別展示室、特別研究室を付帯施設に定め、利用料金の限度額を定める追加を行いました。

この改正条例を、今回施行いたしまして、指定管理者によります同館の管理業務を平成23年9月1日から開始するため、この改正条例の施行期日を定める規則の制定を行います。

あわせまして、千代田区図書館条例施行規則の一部改正でございます。

改正図書館条例施行に伴いまして必要となります、日比谷図書文化館付帯施設の利用規定を定めるものになります。

具体的には、予約と利用取消し等があった場合の利用料金の還付等についての規定を一部定めるものでございます。また、その他、文言等の修正を図ります。

改正案文につきましては、後ほど具体的にご説明したいと思います。

適用期日ですが、施行日を定める規則につきましては、公布の日から施行いたします。

また、改正施行規則につきましては、施行期日を定める規則の施行日から施行する予定であります。

資料を1枚おめくりください。

日比谷図書文化館の開館準備状況について、簡単にご説明させていただきます。

まず、これまでの経緯ですが、都立日比谷図書館は、昭和32年10月に完成しました。その後、東京都から日比谷図書館の移管の話がありまして、今まで一般貸し出し等は都立図書館が行っていたのですが、そういう機能をやめて、区市町村の図書館に対する支援という形で、都立の図書館を運営するというので、日比谷図書館の閉館と、それに伴って区の移管という話がありました。平成21年3月31日に都立日比谷図書館が閉館されまして、同年の7月1日に、区と都の間で建物譲渡契約が締結され、区に正式に移管されました。その後、8月12日に区が改修工事の実施設計を開始しております。あわせまして、10月6日に、この実施設計におきまして、将来、指定管理者になる者の意見を反映した形で施設の整備改修を行いたいということで、指定

管理者の予定者である運営事業者という名称で、小学館集英社プロダクションを代表企業といたします日比谷ルネッサンスグループを選定しております。昨年の6月に図書館条例を改正いたしまして、6月25日から改修工事に着手し、また平成23年、今年の3月8日に正式に日比谷ルネッサンスグループを指定管理者に指定しております。

現在の状況と今後の予定ですが、8月末までに改修工事を終わらせて、その間は開館準備業務として、東京都から移管を受けた図書の整備、また新たに図書の購入を行うとともに、図書館システムの整備、また展示室や規程等の整備、運営方法の協議等を行ってまいりました。

また、あわせまして、8月には、搬入計画、具体的な備品等々、図書等々の移転の計画を策定しております。

今回、条例施行期日を定める規則を制定するとともに、条例施行規則の一部改正を行いまして、今月末に指定管理者と協定を結びまして、9月1日から指定管理業務を開始いたします。

今後、グランドオープン、一般の区民の皆様にご利用していただく日ですが、現在11月上旬を予定しております。その前に関係者の方を招いて、プレオープンということで、オープニングセレモニーを実施する予定であります。この際は、教育委員の皆様もご招待して、内部をご案内いたしますので、その際、ぜひともご参加いただきたいと思いますと思っております。

グランドオープンとオープニングセレモニーの日につきましては、搬入計画等々、調整をした上で、最終的に9月中には決定したいと思っております。

このグランドオープンの日、オープニングセレモニーの日が決まりましたら、供用開始日を改めて教育委員会で決定していただき、四番町歴史民俗資料館の廃止規則の制定を行うとともに関係規程の整備を行うというスケジュールになっています。

具体的には、次ページをお開きください。議案第37号でございます。

千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則です。

第1条、施行期日になっております。改正条例の施行期日は、指定管理者の指定管理業務の始まる平成23年9月1日とする。ただし書きですが、ただし、改正条例附則第3項の規定の施行期日は、別に千代田区教育委員会規則で定める日とする、ということになっています。改正図書館条例の中には、歴史条例の廃止について附則で定めがありますが、改正条例の施行とともに歴史が廃止になってしまいますと困りますので、ただしということで、別に教育委員会規則で定める日に廃止するというようにしております。この廃止日につきましては、日比谷図書文化館が供用開始日の前日をもって廃止するというので、改めて規則の提案をさせていただきたいと思っております。

また、第2条、供用の開始です。供用開始日について、日比谷図書文化館は、千代田区教育委員会が別に定める日から一般の利用に供するものとする

と定めております。この供用開始日につきましては、先ほどご説明しましたように、搬入日程等を調整して、グランドオープンの日を決定次第、教育委員会で決定していただきたいと思っています。

続きまして、議案第38号です。千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

これにつきましては、文言等の修正と、日比谷図書文化館の付帯施設が入っていますので、それに伴った改正になっております。

第2条は文言の修正でございます。今までの規則は、利用しようとする者は、利用券の交付を受けなければならないという規定になっておりましたが、そもそも図書館は利用券の交付を受けていなければ利用できないというものではございませんので、「利用しようとする者（次条の規定により貸出しを受けようとする者に限る）」と、貸出しを受けようとする者は利用券の交付を受けなければならないと、文言の修正を行っております。

第4条は、読みかえの規定を追加したものでございます。

第6条は、付帯施設の利用申し込みについてでございます。これまでは付帯施設につきましては、千代田図書館の研究室、会議室が付帯施設としてあったのですが、今回、日比谷がオープンすることによりまして、日比谷の付帯施設が加わってきますので、この点について追加をしております。

第2項のところで、申し込みにつきまして、今までは千代田図書館の研修室だけでしたので、利用する日の属する月の前月1日からということでしたが、今回、大ホール、地下にありました旧講堂につきましては、利用しようとする日の属する月の7か月前の1日から利用を希望する日の前日までと追加しております。

また、特別展示室、これは1階の企画展示室になります。これにつきましては、利用希望日の属する月の6か月前の1日から利用希望日の前日までと追加をしております。

また、特別研究席、これは4階につくります有料の閲覧席になります。これにつきましては、利用希望当日の申し込みとしております。

また、前3号以外の付帯施設につきましては、利用希望日の属する月の前月の1日から利用希望日の前日までということです。括弧で、指定管理者が適当と認めるときは利用希望日当日までということで、当日希望した場合でも対応できるように規定を追加しております。

第8条につきましては、付帯施設が日比谷にできることになりますので、そのための文言訂正をしております。千代田区立図書館の付帯施設と改めております。

裏面のほうに参ります。

第8条の2項です。これにつきましても、千代田図書館の研修室という文言を、千代田区立図書館付帯施設と改めております。

第9条です。利用料金の減免でございます。改正前の規定では、第2号におきまして、区内在住の中学生又は高校生が学習を目的として利用するとき

は免除という文言、規定がありましたが、日比谷図書文化館におきましては、今、千代田図書館では、研修室は平日の午後ですが、区内在住の中学生・高校生に無料で開放しておりますが、日比谷図書文化館におきましてはこういうことは行わないので、この規定を削除しまして、第3号を第2号としております。ただし、第2号の中学生・高校生に対する免除につきましては、千代田図書館の利用規定を変更して対応したいと思っております。

あと、利用料金の還付でございます。第10条です。これにつきましても、付帯施設があって、さまざまなものがございますので、これを変更しております。基本的には、内幸町ホール、カスケードホール等と同様の対応をしております。

まず、第10条2項の第2号です。利用承認を受けた者の都合により利用しなかった場合で利用日の前日（大ホール及び特別展示室は3か月前）までに利用の取消しの申出がなかった場合ときは、利用料金の全額を還付しないということになります。この第2項の2号の規定は、利用料金を還付しない場合はその額ということで定めておりますので、大ホール、特別展示室について、3か月前までに取消しがなかった場合、申出がないときは、全額を還付しませんということです。

3号につきましては、大ホール及び特別展示室の利用承認を受けた者の都合により利用しなかった場合で、利用日の3か月前までに利用の取消しを申し出た場合は、5割相当額を還付しない。5割だけ還付して、5割相当額は還付しませんということになります。

第4号は、利用承認を受けた者の都合により利用承認時間帯の中途までしか利用しなかったときは全額還付しないということになります。

第5号は、利用承認時間帯の3分の2を超えた時点で利用できなくなったときは、利用料金の全額を還付しませんとなります。

第6号は、利用承認時間帯の2分の1を超え、3分の2を経過しない時点で利用できなかったときは、5割相当額を還付しないということになります。

第5号、第6号は、自己都合ではなくて利用できなかった場合の還付金額について定めたものになります。

説明は以上になります。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長

それでは、37号と38号、議案でございますので、それぞれ採決をすることにいたします。

37号議案、千代田区図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定。これにつきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

市川委員長 全員賛成でございますので、案のとおり決定いたします。
次に、議案第38号、千代田区図書館条例施行規則の一部改正。これについて賛成の方の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、案のとおり決定をいたします。
図書・文化資源担当課長 ありがとうございました。

日程第2 協議

子ども総務課

(1) 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

市川委員長 次は、協議でございます。
平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、子ども総務課長からお願いします。

子ども総務課長 それでは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価ということでございますが、教育委員会の事務事業の執行状況を自己点検しなさいということが法定化されています。毎年、主要な教育の施策、事務事業の取り組み状況等について点検及び評価を行い、課題やその取り組みの方向性を明らかにいたしまして、より一層効果的な教育行政の推進を図るというものでございます。また、これに伴いまして、評価報告書を作成し、区議会に提出するとともに、公表することによりまして、区民に信頼される教育行政を目指すものということでございます。これは平成20年度から義務づけされておりまして、今年度で第4回目ということになります。

法の規定につきましては、お手元の子ども総務課資料2枚目の下段のほうに地方教育行政法の第27条を抜粋しております。これによりまして、実施に当たっては、有識者の知見の活用がうたわれております。本区はこれまで3名の有識者からご意見を伺っております。この有識者の方々の任期が昨年度末で切れておりまして、今年度からまた3年間、新たな有識者の選任をするところでございます。事務局で考えておりますのは、これまでも務めていただきました千葉大学教授の明石先生には引き続きお願いし、ほかの2名の方については新しい方をお願いしようと考えております。9月の下旬までには、一度、有識者の方々にお集まりいただきまして、会合を持ちたいと考えております。

対象となる事業につきましては、資料の1枚目の裏面にございますとおり、これまでは前年度の主要施策の成果、事業を基本としながら、主要な事業を選定してまいりました。これを、もう少し、その年ごとの特定のテーマで大きくくりな議論が進むように、昨年4月に策定いたしました共育マスタープランで掲げております7つの施策の基本的方向につながる施策を、これからの3年間で大きなところをご議論いただければと考えております。それに加えて、各年度ごとに発生いたします重要事業、そして継続して注目し

ていくべき事業についても事業選択していただければというように考えております。

今日この委員会のおきまして、この事務局で提案しております事業のほかにも、評価すべき事業についてご意見をいただければ、またそれも含めて行っていきたいと考えております。

また、さきに平成22年度の「子ども・教育部事務事業予算・決算」という資料を事前配付させていただいております。これが子ども・教育部の事務事業のすべてでございます。また、本日、本年度の事務事業概要をこれから教育委員の皆様方にお渡しいたします。これらも参考にいただきながら、点検すべき事業があれば、今月中、ちょっと時間がないのですが、事務局のほうまでご連絡をいただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

市川委員長
子ども総務課長

何かご発言があれば、お願いをしたいと思います。

すみません。ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

今年度、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価で、何を対象事業とするかにつきましては、添付した資料の2枚目に書いてありますファミリー・サポート・センター事業以下、11の事業を考えております。共育マスタープランで言うところの施策の方向性の2でうたっておるのが、この事業番号の1番から6番の施策でございます。また、事業番号の7番から11番が、施策の方向性の6番でうたっております施策を書きまして、これらを中心に点検していきたいと、そういうふう考えているところでございます。

市川委員長
子ども・教育部長

そうしますと、今日のところは、平成23年度の点検評価の実施方針について、これでよろしいかということをお諮りしたいと、こういうことですね。

これまで個々の事業を、大体12~13個程度抽出し、点検評価を行ってまいりまして、こうした中で、委員の中から、もう少し大きくくりで、例えば子育てについてどういう方針でいったらいいだろうか、それから、事業展開の方法などについてご意見をいただく場所ということで今回見直しを行いました。共育マスタープランの7つの施策を軸に、今回は子育て施策の部門として「子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する」というのが1つ目。その施策が3ページの1番から6番の事業です。そして、教育部門として、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」という施策が7番から11番の施策ということで、皆さんに評価をしていただくこうということなことです。

ただ、事業はこれで固定したわけではございませんので、こんな事業も加えたらというようなことがありましたら、今日ご意見をいただければ幸いです。

中川委員

この3ページの「23年度「主要施策の成果」対象」というところに二重丸がついているのと空欄になっているのがあるんですけど、これはどういう違いがあるんですか。

子ども総務課長 これは、「23年度主要施策の成果」と申しますのは、22年度決算に対して、これから公表いたします主要施策の成果というのが、決算審査の際に対象となっている事業でございます。事務的に書いて、わかりにくかったのかもかもしれませんが、22年度の決算で、区としても重要な事業となっているものを、あえて丸と二重丸で変えましたのは、両方とも丸にしますとわかりにくいので、区別をしたということです。

22年度点検・評価で、昨年度の点検・評価でも対象とした事業に丸をつけました。23年度、今回の点検・評価の対象事業で、なおかつこれから公表いたします主要施策の成果について、別な形でご紹介する事業がこの二重丸で書いてあるものがございます。

子ども・教育部長 区の「主要施策の成果」というのは、区全部の事業を1冊にしてお渡しすることができないものですから、ある程度主要なものを絞ってまとめております。教育委員会は独自に点検をするということでございますので、教育委員会においては、主要施策は当然のことながら、その他の事業も若干抽出をして、今回の点検・評価の対象にしたということでございます。

市川委員長 先ほどの説明ですと、このほかにも点検したほうがいいんじゃないかという事業については、今後つけ加えるものがあつたら、事務局のほうへお願いしたい、こういうことでございますので、その点につきましては、もしそういうことがあればお願いをしたいと思います。本日これを見ただけで、すぐに即答というわけにはなかなかいかないと思いますので、点検・評価する必要があると思われる事業はそういうことでお願いできればなというふうに思います。

子ども総務課長 お願いいたします。

子ども・教育部長 なお、区全体では、現在、外部委員による事務事業評価制度を今年度より設けまして、実施をしております。教育委員会はこのような形で独自に点検・評価をしているということで、今回、区の外部評価の中には、対象事業はございません。

市川委員長 これは、結局のところ、我々教育委員会が自分たちのやってきた仕事の1年間を振り返って、それでどういうふうに評価しているんだということですよ。

子ども・教育部長 そうですね。

市川委員長 その前提となるいろんな事柄につきまして、外部委員のアドバイスあるいは意見を求めると、こういう仕組みですね。

では、本日のところは、スケジュールはこういうことで委員さんをお願いするというところでよろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 もしよろしければ、次に移りたいと思います。

日程第3 報告

子ども総務課

(1) 移動教育委員会(9/13)

学務課

(1) 学校・園の放射能測定結果

市川委員長 | 次は報告事項でございますが、子ども総務課から移動教育委員会について。

子ども総務課長 | それでは、次回の9月の第1回定例会の教育委員会でございますけども、9月13日、移動教育委員会を考えております。

会場は、今年の4月に開設いたしました私立の認可保育所、アスク二番町保育園と二番町こどもクラブをご視察いただき、現地を視察していただいた後、麹町区民館で教育委員会を開催したいと考えております。

ちょっと現地が離れていますので、当日は午後2時10分に庁舎前にご集合いただきまして、庁有車でご移動をお願いしたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

市川委員長 | 本件につきましてはよろしゅうございましょうか。13日は移動教育委員会ということをお願いしたいということです。

(了 承)

市川委員長 | それでは、よろしければ次に移りたいと思いますが、学務課長からですね。学校・園の放射能測定結果について、お願いします。

学務課長 | 8月の上旬に教育委員会のほうでも放射能測定の機器が2台購入されまして、それに基づきまして、8月8日から10日にかけて、区立の幼稚園・小学校すべてにおいて、学校・園の要望を聞きまして、1校4カ所程度を測定いたしました。

結果としましては、若干高いところ、神田一橋、お茶の水小学校が0.18マイクロシーベルトというような数値が出ておりまして、これにつきましては、うちのほうの機械はちょっと簡易なものですので、危機管理担当が持っている、高性能の、数値もちゃんとした数値が出るもの、そちらのほうと一緒に再度はかりましたら、特に問題はありませんでした。ただし、1カ所、お茶の水小学校の百葉箱の近くの排水口、それについて排水口の土の中というか排水口の中のほうに向けたときに、0.22マイクロシーベルトぐらいの数値が出ましたので、こちらにつきましては、校長先生をお願いしまして、排水口はちょっと小さいものですから、それを開けて、中の土を二重、三重の袋に入れて処置をしてくださいというようなお願いはしてあります。

それから、この測定値につきましては、区としての公表はいたしません。それは、今まで公表していた数値というのは、危機管理担当が持っている機械です。この教育委員会で測っているものは簡易に測るものでありまして、危機管理が持っている機械に比べますと、0.02ぐらい高い数値が出てきております。それは一緒に測った結果でも出ていますし、それから使用する前

に、すべて同じところで測ってみて、大体そのような数値が出ていますので、これはあくまでも簡易な測定という形で、ただし学校にはこの数値はすべてお知らせしまして、PTA等からどのような結果が出ているのかとか、どんな状況かというようなことがあれば、それについては周知していただいて結構ということで、お願いしております。

それから、昨日第2回目だったんですが、放射能の学習会、区で開催しているんですが、これは、一応3回予定してまして、あと1回が来週の月曜に麹町小学校ランチルームでやるんですが、今までの意見の中で、やはり夜もやってほしいという意見もありました。現在は、すべて、3時からということで、昼間の時間帯。それから、保育園の方たちなども、保護者の方たちはどうしても仕事の関係で聞けないというようなこともありましたので、今現在、危機管理担当とそれから保健所で調整をしまして、夜間に行きたいということを今検討している最中です。

報告は以上です。

市川委員長

何かございますか。

ちょっと私から聞きたいんですけど、屋外プールというか、外のプールについては、測定は。

学務課長

プールにつきましては、まずプール開きのとき、第1回にやりまして、これは当然洗った後に水道水を入れますから、これは数値が出ないというのはわかっていたんですけど、保護者の方の不安を取り除くということで、第1回にやりました。

その後、雨が降ったり、そういったことで、雨にまじって放射線が落ちてくるんじゃないかということもありましたので、その後、第2回目もやっております。7月の終わりごろですかね、やりまして、その結果としても特に問題がないということでありました。

以上です。

市川委員長

8月は、もうすぐ学校が始まるからいいんですか。

学務課長

今の予定では.....

子ども・教育部長

第1回、第2回ということで、最初に1回やって、一月後にもう一回やったということで、両方とも不検出ということですから、ほぼプールの水については問題ないと考えておりますので、今後は一応、今のところ予定はございません。

市川委員長

はい。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

中川委員

放射能について勉強しようということで、1回目、2回目、同じ先生の講演に2回出させていただいたんですけども。教えていただいたことというのは、どちらかというと、一般論。放射能というのはこういうものであるということをお教える大学の講義のような感じで、用語もわからないものがいっぱいありまして、一般の人はどうだったんだろうというのがとっても気になったんですね。

もちろん放射能のことをきちんと知らなければ先に進まないんですけども、私たちが知りたいのは、今こういう状況の中で、親、若いお母さんとか妊婦さんとかは、そういう一般論ではなくて、このくらいになったらこういうことが起こるんだよという影響を知りたいだろうと思うんですね。そういうことを、もう少しお知らせくださる講師の方をお呼びしてお話を伺うということも必要じゃないかなということを感じました。

次回の麹町小学校には、違う先生がいらっしゃるのですが、どういうお話かなとは思っているんですけども。やっぱりパニックにならないためにも、安心できる数値や考え方とかを知りたいです。私たちも勉強しなきゃいけないんですが。

学務課長 意見の中で、やっぱりそういう、違う先生というようなこともありまして、危機管理のほうでそこら辺をちょっと調整させていただいています。

子ども・教育部長 もう一点、この前、教育委員会でも出たんですが、どこまで安全か、どうなったら安全なのかと、数値的なことを含めてということに関しては、相変わらず基準というものが国から何も出ておりません。実態としての数値をご報告することはできますが、どこまでいったらどういうものになるかというお答えについては、難しいのかなと考えております。

中川委員 小児科の先生方でも、今の状態を見て、いろいろ研究していらっしゃる方もいますから。なぜこういうことを言うかということ、いろんなところから、全部の食材の放射能を測定してくれという要望も聞いています。そういうことまでやることは多分不可能だと思うので、そういう余分な心配を取り除くにはどうしたらいいかということを考えないといけないかなというふうには。

子ども・教育部長 わかりました。改めて、ちょっと、もう一度、担当とも話をします。

そうですね。食材についても、実はご意見がいっぱい出ていますので、我々としては今後1回はやろうかなと思っているんですけど。ただ、継続してやるという話にまたなってきますから、それをやると、また切りもないというふうな。

中川委員 給食は、何カ所かで提供しているので、1つ1つ測定していたら、それだけで時間がたっちゃって、給食を提供することもできなくなっちゃうわけですよ。

子ども・教育部長 そうですね。

また、改めてもう一回検討します、すみません。

中川委員 はい。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

日程第4 その他

子ども総務課

(1) 移動教育委員会 懇談会の概要 (7/12 富士見みらい館)

子ども総務課長 | それでは、その他事項ということで。
先月、7月12日に富士見みらい館で行いました移動教育委員会の際に実施
しました、富士見わんぱくひろばの職員と教育委員との懇談の概要につつま
して、お手元に置かせていただきましたので、後ほどご覧いただければと思
います。

市川委員長 | 以上です。
ほかにいかがですか。
教育委員の先生方から何かございますか。よろしゅうございますか。
(「なし」の声あり)

市川委員長 | それでは、本日予定された案件は全部終了しましたので、これをもちまし
て教育委員会を終了したいと思います。
どうもご苦労さまでした。